



「ヨコハマ3R夢！」
マスコット イーオ

第17号 平成30年8月発行
編集・発行：横浜市資源循環局業務課
☎045-671-2553

横浜市 資源集団回収通信

日頃よりごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただきましてありがとうございます。

今年の夏は大変暑い日が続いていますが、引き続き熱中症にはお気を付けください。

また、今後も台風の発生が予想されます。

荒天時は置かれた資源物が飛ばされてしまう恐れもありますので、資源物を出すのはなるべくお控えください。

(古布については、雨天時は出すことができません。)

今回は、事業系ごみと奨励金申請についてお伝えします。



☆事業系ごみについて

事業系ごみは資源集団回収に出すことができません。

資源集団回収における資源物は、**横浜市内の家庭から排出されるもの**に限られています。

事業者が事業活動に伴い排出するもの（事業系ごみ）はお出しいただくことができません。



**事業系ごみは、事業者の責任で自己処理しなければならないことが、法律により定められています。
ルールを守って正しく資源集団回収を行きましょう！**

☆奨励金申請についてよくあるご質問

Q1 申請書類の提出用・控の両方を送ってしまった。

A1 後日、資源循環局業務課から控を返送いたします。
控を送り、提出用がお手元にある場合は、そのまま構いません。

Q2 切手を貼らずにポストに投函してしまった。

A2 切手が貼られていない郵便物、料金不足の郵便物は受理することができません。
お手元に戻りましたら、再度送付してください。
(封筒には差出人ご住所・お名前を必ずご記入ください。)

Q3 送付した書類が届いたか確認したい。

A3 資源集団回収ポストには、1日数百通の郵便物が届きます。
順次封筒の開封作業を行い、団体名簿をもとに受付作業を行いますので、
確認が可能になるには、到着から数日を要します。



へら星人ミーオ

(裏面あり)

ミーオとイーオの〇〇な話 Vol. 10



皆さんこんにちは。ミーオです。今日は奨励金交付申請書類の提出期限についてお話しするよ。

どうも、イーオです。ぼくは物知りだから知ってるよ。提出期限は**実施月の翌々月の5日**だよ。



その通り！例えば、8月に実施した分の提出期限は10月5日だね。5日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、それ以降の最初の平日になるよ。

でも、もしかしたら、ついうっかり提出し忘れちゃうこともあるかもしれないよね…。提出期限を過ぎちゃったらどうなるの？



登録業者が申請をしているのに、**登録団体が申請をしていない場合や申請していても書類が不足している場合**は、提出期限後に、資源循環局業務課から登録団体宛てに**お手紙が届く**よ。お手紙には申請が可能な最終期限が載っているので、資源循環局業務課から「重要」と書かれた封筒が届いた場合は、すぐに開封してお手紙を読んでね。

なるほど、お手紙が来るんだね！でもでも、もしお手紙に書かれた期限も過ぎちゃったらどうなるの？



お手紙に書かれた期限も過ぎてしまうと、奨励金支払い手続きが既に始まっているので、もう申請することができないんだ。

そうかあ、せっかく資源集団回収を実施したのに、奨励金が支払われないのはもったいないね…。



そうだね、資源集団回収は地域みんなで協力して実施しているものだからね。また、**登録団体が申請しないと、登録業者にも奨励金が支払われないんだ。逆の場合もそうなっちゃうんだ。**役員さんの交代の時期などは、引継ぎの過程で申請もれが発生しやすいから、奨励金申請の事務については団体の中で引継ぎをしっかりとってね。



**最後までお読みいただきありがとうございます。
今後とも、資源集団回収へのご協力をお願いいたします。**



☆資源集団回収通信について

配布、回覧板用に複数枚必要な場合は、お手数ですが本通信をコピーしてご利用ください。資源循環局ホームページではフルカラー版を掲載していますので、パソコンからダウンロードしていただくことも可能です。

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-shimin/syudan/registration/download.html>